

第 19 号 議 案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
土木部						土木部					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～22 略						1～22 略					
23	<u>削除</u>					23	<u>租税特別措置法</u> <u>施行令第20条の</u> <u>2 第13項又は第</u> <u>38条の 4 第22項</u> <u>に規定する要件</u> <u>に該当する事業</u> <u>であることにつ</u> <u>いての認定の申</u> <u>請に対する審査</u>	<u>特定の民間再</u> <u>開発事業認定</u> <u>申請手数料</u>		<u>1 件</u>	<u>35,000円</u>

24～33 略

選挙管理委員会

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	政治資金規正法 (昭和23年法律 第194号) 第19 条の16第1項の 規定に基づく少 額領収書等の写 しの開示の請求 に係る事務	少額領収書等 の写しの開示 請求手数料		1件	110円
2	略				

24～33 略

選挙管理委員会

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	政治資金規正法 (昭和23年法律 第194号) 第19 条の16第1項の 規定に基づく少 額領収書等の写 しの開示の請求 に係る事務	少額領収書等 の写しの開示 請求手数料		1件	80円
2	略				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和5年度税制改正による租税特別措置法等の改正及び定形郵便料金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。